

2012年3月29日制定

「慶應義塾大学理工学部同窓会名簿 Web システム」の利用規約

(趣旨)

第1条 慶應義塾大学理工学部同窓会（以下「理工学部同窓会」）が管理・運用する、「慶應義塾大学理工学部同窓会名簿Webシステム（以下「名簿Webシステム」という）」の利用規程（以下「本規程」という）を以下のとおり定める。

(目的)

第2条 本規程は、利用者が「名簿Webシステム」を利用する際に遵守すべき事項を定めることにより、「名簿Webシステム」の安全な運用を行うことを目的とする。

(運用組織)

第3条 「名簿Webシステム」の運用に係る業務は、理工学部同窓会常任幹事会が行うものとする。

(利用資格)

第4条 「名簿Webシステム」を利用できるのは、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 理工学部同窓会会員
- 2 その他、理工学部同窓会常任幹事会が認めた者

(利用者の義務)

第5条 利用者はその利用に際し、以下の義務を負う。

- 1 本規程および理工学部同窓会が通知する内容に基づいて利用する。
- 2 IDおよびパスワード（以下「ID等」という。）を自己の責任において厳重に管理し、第三者に貸与、譲渡等しない。
- 3 ID等の第三者への漏えい、開示があった場合、またはID等が第三者に使用されていることが判明した場合は、ただちに理工学部同窓会事務局にその旨を連絡するとともに、理工学部同窓会からの指示に従う。
- 4 「名簿Webシステム」から入手した情報については、第三者に漏えいしないようその取り扱いに十分注意する。
- 5 「名簿Webシステム」を利用して、慶應義塾の信用・品位を傷つける行為を行わない。

(利用資格の失効)

第6条 利用者が本規程に違反してID等を利用した場合、または第4条の利用資格に該当しなくなった場合、ただちに当該利用者の利用資格は失効するものとする。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理工学部同窓会常任幹事会において行う。

附則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。